

大連向け輸出貨物 D/R 上の品名記載について

平素より弊社サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

中国大連税関では、9月1日からの新システム導入に向けて、段階的なテストが実施されております。

その一環として、カーゴ・マニフェスト及び EDI 上の品名表記について管理強化が推進されていますが、7月8日以降の大連到着本船で一部マニフェストが受理されない状況が発生しました。

つきましては、D/R(Dock Receipt)を弊社取扱いターミナルへご提出いただく際は、「Number and Kind of packages: description of goods」欄の品名表記について、以下の注意点にご留意いただきますようお願いいたします。

ご注意点

- 1、品名の前に **Package Type**、個数、荷主連絡先、その他運送約款(CY-CY)等の情報を入力しない。
付随情報は、品名の後ろに表記してください。
- 2、品名欄には、具体的な品名(輸出統計品目表上の品名)を記載してください。
大連での通関書類上の品名(中文)とマニフェスト情報の内容が一致していなくてはならないため、品物の総称だけでなく、具体的な品名を記載ください。

例) 品名欄の記載が「FABRIC & ACCESORIES」の場合、生地の種類やアクセサリーの具体的な輸出統計品目表上の品名を記入してください。

例) 品名欄の記載が「USED MACHINES」の場合、どのような用途の機械なのか具体的な記載が必要です。

例) 「AS PER ATTACHED SHEET」にして、ATTACH SHEET に品名を記載する場合、FCL 貨物で品目が多い場合は、主要な品名を何種類か BODY 欄へ記載後、「ETC」と記載してください。

例) 混載貨物で品名が複数ある場合は、「CONSOLIDATION CARGO」の文言を BODY 欄に記載し、品名の詳細は、ATTACH SHEET へ記載してください。

以上